

八代市地域公共交通会議委員の推薦について

本市では、生活交通の確保・維持及び行政負担の少ない効率的な公共交通体系のあり方を検討するため、「八代市地域公共交通会議」を設置しバス路線や乗合タクシーの運行内容の見直し等について協議を行って参りました。前委員の任期が平成25年8月31日をもって終了したことから、各地域より委員1名の推薦をお願いいたします。

～地域公共交通会議とは～

ア. 設置の目的

地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上を目的とする。

イ. 協議会の役割（位置づけ）

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に位置づけられており、地方公共団体が主宰者となり地域の関係者により、地域の交通体系の構築について協議を行なう。

ウ. 構成員の主な役割

主催する市	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民の移動手段確保に対する責任者・ 地域の公共交通に関する課題への対応と地域ニーズの把握
交通事業者等	<ul style="list-style-type: none">・ 交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
事業者団体	<ul style="list-style-type: none">・ 地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の視点に立った、地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画・ 地域の公共交通を支えるといった視点から主体として参画
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none">・ 先進事例等、各地での取り組みの情報提供・ 地域の公共交通のあり方に関する指導
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none">・ 労働条件及び労働環境からの意見・提言
道路管理者・警察	<ul style="list-style-type: none">・ 交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の合意形成を図る上での助言

エ. 協議内容

- ① 運行の態様（地域の実情に応じた運行・バス路線の再編）
- ② 運賃及び料金
- ③ 事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
- ④ 運行計画
- ⑤ 路線又は営業区域の休廃止等
- ⑥ その他必要と認められる措置

オ. 任 期

委嘱の日より2年間

カ. その他

- ①会議の開催は年3回程度を予定 ※2時間程度
- ②八代市報酬及び費用弁償条例により委員報酬（5,900円/1回）及び費用弁償を支給
- ③推薦期限：平成25年11月29日（金）
- ④平成24年度の主な協議事項等
（会議開催状況：会議開催 2回、文書協議 1回）
【路線バス関係】
 - ・「松橋線」、「君ヶ淵線」、「東町線」の運行時刻変更
 - ・「君ヶ淵線」、「種山線」の延伸及び運賃・便数・運行時刻の設定について**【乗合タクシー関係】**
 - ・「百済来～坂本線」の運行時刻・運行ルートの変更について
 - ・「河俣～種山線」停留所の新設・運行ルート変更について
 - ・「落合～種山線」「岩奥～落合線」の停留所の一部変更について
 - ・「新里～種山線」の休止について**【その他報告】**
 - ・バス路線再編後の利用者数及び補助金額の推移
- ⑤今後の主な協議事項（予定）
 - ・「地域公共交通調査事業」（国庫補助事業）を活用した「地域公共交通総合連携計画」策定に係る協議
 - ・路線バス、乗合タクシーの運行内容見直しに係る協議